

令和2年6月1日

お客様各位

株式会社エコフィット

次亜塩素酸水 報道に関する見解

経済産業省の要請を受け、新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の検証を進めている独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は5月29日、「次亜塩素酸水」についての中間結果を公表しました。

これによると、新型コロナウイルスの消毒の有効性については現時点で確認されておらず、引き続き検証試験が実施されることとされました。

また、「次亜塩素酸水」の販売実態や空間噴霧について以下の報告がされています。

【必要な表示内容について】

- ・製法や原料が明記されていないものが多い
- ・液性（pH 値）を明記していないものが多い
- ・次亜塩素酸水濃度（ppm）を明記していないものが多い
- ・製造日及び使用可能期間、使用期間中における次亜塩素酸濃度の低減について明記していないものが多い
- ・次亜塩素酸以外の成分について、明記していないものが多い

【有効性や安全性の根拠について】

- ・食品添加物であることを根拠として、人体への安全性を謳っているものがある
- ・食品添加物や医薬品である「次亜塩素酸水」と同等の液性・濃度であることだけを根拠として、安全性を謳っているものがある
- ・有人空間での「次亜塩素酸」等の噴霧によるウイルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表示を行う例がある
- ・消毒液噴霧による人体への安全性については、確立された評価方法が存在していない

以上を踏まえ、弊社では『コアクリーン 20/50』について次の通りご案内いたします。

【表示内容】

- ・製法は明記されております : 微酸性電解水
- ・液性は明記されております : 微酸性次亜塩素酸水（pH 値 5.0～6.5）
- ・塩素濃度は明記されております : 30ppm（コアクリーン 20）、50ppm（コアクリーン 50）

【有効性・安全性】

- ・新型コロナウイルスへの有効性は確認されておりません
- ・微酸性電解水は厚生労働省より食品添加物の殺菌料に指定されており、食材の洗浄殺菌の有効性が認められています
- ・電気分解生成機器から生成された次亜塩素酸水は手指消毒が認められています
- ・容器に詰める場合の推奨については、一般財団法人機能水研究振興財団が4月6日に発表した「容器入り次亜塩素酸水の流通について（改訂版）」を参照ください

以上